

施設利用の取り止め・延期を行う場合の施設利用料の返金等

国の取り組み等を踏まえ、感染拡大防止を目的として、施設利用の中止または延期を行った場合、下記の通り施設利用料の返金等を行います。

○対象期間

令和 2 年 2 月 21 日から令和 2 年 3 月 20 日の間の利用分

○施設利用料の取り扱い

キャンセル料は不要（納付済の使用料は全額返金）

※イベント等の開催について、一律の自粛要請を行うものではありません。